
田村市船引コミュニティプラザ

指定管理者 募集要項

田村市船引コミュニティプラザの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- | | | | |
|-------------|--------------------------------------|--------------|-----------------------|
| (1) 名 称 | 田村市船引コミュニティプラザ（以下「コミュニティプラザ」という。） | | |
| (2) 所 在 地 | 田村市船引町船引字上田中 1 番地 2 | | |
| (3) 開設年月日 | 平成 1 6 年 9 月 1 7 日 | | |
| (4) 構 造 | 鉄骨造 3 階建 | | |
| (5) 全 体 面 積 | 8 2 4 . 6 2 m ² （船引駅複合施設） | | |
| (6) 市施設面積 | 6 2 1 . 6 2 m ² | | |
| (7) 施 設 内 容 | 1 階 | 船引駅事務室 | 91.57 m ² |
| | | 船引駅コンコース | 111.43 m ² |
| | | 情報発信コーナー | 10.57 m ² |
| | | 図書・物産コーナー | 107.41 m ² |
| | | トイレ・E V ・その他 | 77.25 m ² |
| | 2 階 | 多目的ホールその他 | 361.70 m ² |
| | 3 階 | 階段・渡り廊下 | 64.69 m ² |
- JR 東日本管理

田村市管理

(8) 施設の沿革、役割等

船引駅は、大正 4 年の開業以来、当地域の交通はもとより産業・経済発展の原動力として親しまれ、大きな役割を果たしてきたが、老朽化が著しいことから改築に係る検討を長期に渡り行い、平成 1 5 年 2 月に策定した「中心市街地活性化基本計画」のなかで市街地の核として位置づけ、経済産業省の「中心市街地商業等活性化総合支援事業」の採択を受け、平成 1 5 年 8 月に東日本旅客鉄道株式会社仙台支店と協定を締結し、平成 1 6 年 9 月に竣工した。

複合施設として改築が行われた当施設は、田村市の玄関口及び交通の結節点としての役割を担う J R 船引駅の機能と、船引町の中心市街地への新たな来訪目的を付与し、賑わいを復活させるため、1 階には情報発信コーナーや図書、物産コーナー、2 階には多目的ホールを設置し、観光物産の紹介、健康増進事業などを行っている。

(9) 施設の運営状況（令和 6 年度の概要）

- | | | |
|---------|---|---------------|
| ①利用者数 | 多目的ホール | 2 2 , 0 8 6 人 |
| ②利用料金収入 | 8 , 1 3 8 千円 | |
| ③主な自主事業 | ・運動サロン事業参加者、サポーター研修
・市内各種団体への指導等
・市民軽運動指導
・自販機設置 | |
| ④管理運営費 | 1 2 , 9 4 7 千円 | |

※別添「令和 6 年度田村市船引コミュニティプラザ指定管理業務事業報告書」参照

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する公の施設としてのコミュニティプラザの性格を十分認識し、利用者にとっての快適なコミュニティプラザの環境づくり及びコミュニティプラザの利用の促進を目ざすとともに、コミュニティプラザの施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、コミュニティプラザの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、コミュニティプラザの設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

(2) 基本的事項

ア コミュニティプラザの開館時間及び休館日は、原則として、田村市船引コミュニティプラザ条例施行規則（平成17年田村市規則第139号。以下「コミュニティプラザ施行規則」という。）第2条及び第3条に規定するところによること。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。

イ コミュニティプラザの施設等の利用の許可を、コミュニティプラザ条例（平成17年田村市条例第175号。以下「コミュニティプラザ条例」）第4条及びコミュニティプラザ施行規則第4条に基づき、公平かつ公正におこなうこと。なお、コミュニティプラザ条例第4条第3項各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこと。

ウ コミュニティプラザの管理上支障があると認められる場合（コミュニティプラザ条例第5条第1項各号及び第6条第1項各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可を取り消し、若しくは停止し、コミュニティプラザの入館を拒否し、又はコミュニティプラザからの退館を命ずることができる。

エ 利用料金は、指定管理者が、コミュニティプラザ条例第7条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、コミュニティプラザの施設等の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受する。

オ 指定管理者は、市長が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、市長が定める。

カ 指定管理者は、田村市情報公開条例（平成17年田村市条例第10号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。

キ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（田村市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要

な措置を講じなければならない。

ク 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

(3) 業務の一括再委託等の禁止

管理に係る業務を一括して他の者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で決めます。

3 指定管理者が行う業務等

(1) 管理に関すること

①コミュニティプラザ多目的ホールの開施設に関すること。

②コミュニティプラザ多目的ホール及び2階、3階共有スペースの清掃、維持に関すること。

(2) 運営に関すること

①多目的ホールの活用に関すること。

②健康長寿のまちづくり推進のための健康増進事業の実施に関すること。

(3) 関連事項

①利用者等の集計及び調査に関すること

②コミュニティプラザ多目的ホールの利用の承認に関する業務

③コミュニティプラザ多目的ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

④前各号に掲げるもののほか、指定管理者がコミュニティプラザの管理上必要と認める業務

(4) その他、各々の業務詳細は、別紙仕様書に定めるとおり

4 自主事業に関する業務の範囲

(1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。施設の設置目的を効果的に達成し、利用者サービスの向上を図る観点から、次の事項に留意された上で、その内容を事業計画書により提案してください。なお、実施にあたっては事前に市の承認が必要となります。

ア 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者の収入とします。なお、自主事業実施に要する経費は市が支払う指定管理料に含まれません。

イ 自主事業の実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになりますが、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがあります。

ウ 自主事業が本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主

事業の改善、中止等を命じる場合があります。

(2) 施設内の自動販売機等

指定管理者が施設内に自動販売機等を設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可を申請し、事前に協議し、承認を得てから実施することになります。なお、設置にあたっては、行政財産の目的外使用として、別途使用料を市に支払っていただきます。光熱水費相当額については、指定管理料に含まれていませんので、指定管理者の負担で電気事業者等に支払ってください。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理業務に要する経費

指定管理者は利用料金収入及び市が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

(1) 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8号で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則で定められておりますが、定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承諾を得た場合には、指定管理者が利用料金を定めることができます。

なお、コミュニティプラザ条例第8条及びコミュニティプラザ施行規則第6条で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、または免除してください。利用料金収入の減収分については、市が支払う指定管理料に含まれているものとして、別途補填はいたしません。

(2) 指定管理料

指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、基準価格を超える提案があった場合には、失格となる場合がありますので、ご注意ください。

ア 基準価格の積算基礎には、人件費、物件費（燃料費（按分）、光熱水費（按分）、設備保守点検費用（按分）、通信運搬費、消耗品費、広告費、修繕費、システム利用料等）、事務費等を含みます。

(ア) 物件費の契約及び支払い方法

・物件費のうち、燃料費、電気、上下水道、設備保守点検については、市が契約を行い、実額を按分により指定管理者に請求する。按分比率は、別添「指定管理料収

支計画書」による。

(イ) 施設等の修繕について

- ・ 1 件あたりの予定価格が 20 万円を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、毎年度に予算の範囲内で市が修繕を行います。修繕の実施時期は指定管理者との協議によります。
- ・ 1 件あたりの予定価格が 20 万円までのものについては、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施することとします。
- ・ 指定管理者の管理上の瑕疵による施設等の損傷を修繕するときは、予定価格に関わらず指定管理者の経費負担で実施することとします。

(ウ) 備品等の取扱いについて

- ・ 市は、別紙 2 に示す管理物品を指定管理者に無償で貸与する。
- ・ 貸与した備品等が経年劣化により管理運営業務の実施のように供することができなくなった場合は、市が必要に応じて購入又は調達します。
- ・ 指定管理者の故意又は過失により備品等を毀損滅失した場合は、市との協議により、必要に応じて指定管理者の負担と責任により当該備品等を購入又は調達します。
- ・ 指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ市との協議のうえ、自らの経費負担により、備品等を購入できます。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属します。

イ 市が支払う指定管理料の額は、毎年度提出される収支計画書等の内容を踏まえ、予算の範囲内で年度ごとに別途締結する協定で金額、支払時期、方法等を定め、指定管理料として指定管理者に支払います。

ウ 指定管理料の過不足については、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休館日や開館時間の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

基準価格 60,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和 8 年度：12,000 千円）

（令和 9 年度：12,000 千円）

（令和 10 年度：12,000 千円）

（令和 11 年度：12,000 千円）

（令和 12 年度：12,000 千円）

7 応募資格

団体またはその代表者が次の項目に該当しないことが条件となります。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により田村市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- (5) 会社更生法、民事再生法等の規定により更正または再生の手続きをしている者
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- (7) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- (8) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- (10) 施設を管理する際、資格、免許が必要な場合に、その資格を有していない者

8 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式1）
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (4) 法人にあつては法人登記簿謄本
- (5) 法人でない団体にあつては、団体の規約、役員の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 印鑑証明書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (9) 田村市船引コミュニティプラザ指定管理者事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3）
- (10) 納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 福島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ウ 田村市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業書の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書

（１１）その他市長が必要と認める書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

（１）受付期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで

（２）受付方法 質問書（様式 4）に記入の上、電子メールで送付してください。その際、電子メールの件名の先頭に「田村市船引コミュニティプラザ」と記載してください。

（電話、口頭による質問は受け付けません。）

（３）送 付 先 問い合わせ先と同じ

（４）回答方法 市のホームページで（１）の期間公表します。
（質問者への個別回答はいたしません。）

10 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

（１）開催日時 令和 7 年 8 月 25 日（月）10 時から 1 時間程度

（２）開催場所 田村市船引コミュニティプラザ

11 申請書提出先及び提出期間

（１）提 出 先 田村市産業部商工課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-82-6677 F A X 0247-81-1210

（２）提出期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 30 日（火）までの日
（土日祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着のこと。

※ F A X、電子メールでの提出は認めません。

（３）提出部数 正本 1 部、副本 1 4 部

12 応募にあたっての留意事項

（１）提出書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。

（２）提出書類及び追加資料は、返却いたしません。

（３）提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市庁内及び選定委員会での検討に限

ります。)

- (4) 提出書類及び追加資料は、田村市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (5) 提出期間の終了後における提出書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- (6) 提出書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する申請者の負担とします。

13 選定方法

(1) 選定方法

田村市が設置する選定委員会による審査、評価に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。なお、選定に伴う応募書類及び団体の審査は、書類審査及び面接審査とします。

- ① 利用者の平等な利用が確保
- ② 施設の効用を最大限に発揮
- ③ 経費の縮減
- ④ 施設の適切な維持管理
- ⑤ 安定した管理に必要な人的、財政的基礎
- ⑥ その他必要な事項

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの

15 面接審査

令和7年10月23日(木)に実施します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方の出席をお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

16 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。また、選定結果については、ホームページ

ジ等で公開を予定しています。

17 添付資料・様式

【添付資料】 田村市船引コミュニティプラザ配置図

田村市船引コミュニティプラザ平面図

船引駅複合施設消防計画

指定管理料収支計画参考資料

別紙 1 指定管理者が持ち込む備品一覧

別紙 2 田村市船引コミュニティプラザ備品台帳

田村市船引コミュニティプラザ指定管理業務仕様書

【別記様式】 指定管理者指定申請書

【様式 1】 田村市船引コミュニティプラザ指定管理者指定申請に関する宣誓書

【様式 2】 田村市船引コミュニティプラザ指定管理者事業計画書

【様式 3】 田村市船引コミュニティプラザ管理業務の収支計画書

【様式 4】 田村市船引コミュニティプラザ指定管理者募集要項等に関する質問書

問い合わせ先

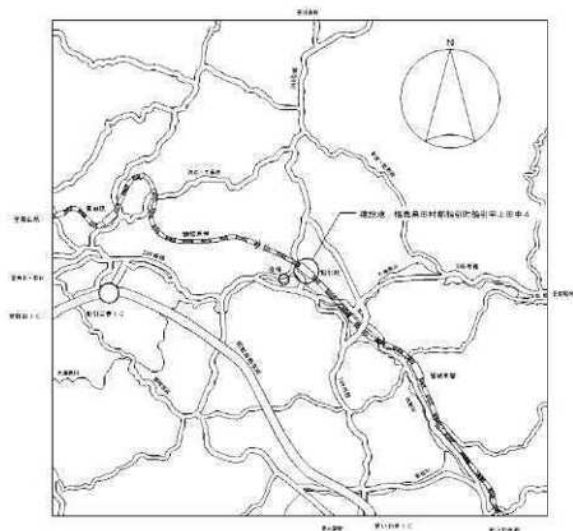
963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 7 6 番地 2

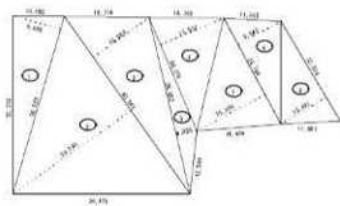
田村市産業部商工課 担当者 菅野、橋本

電 話 0247-82-6677 F A X 0247-81-1210

E-mail shoko@city.tamura.lg.jp

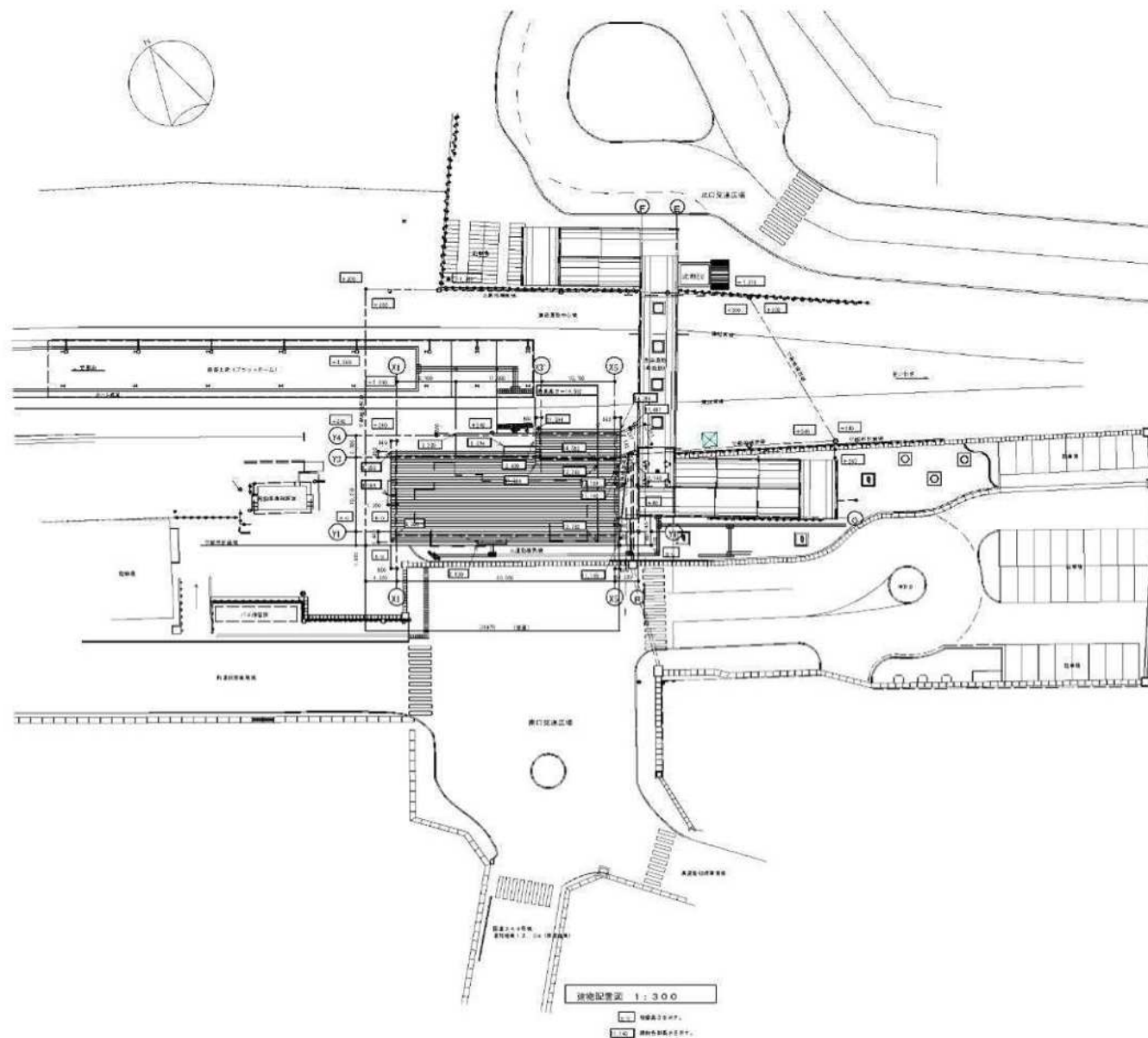


室内图



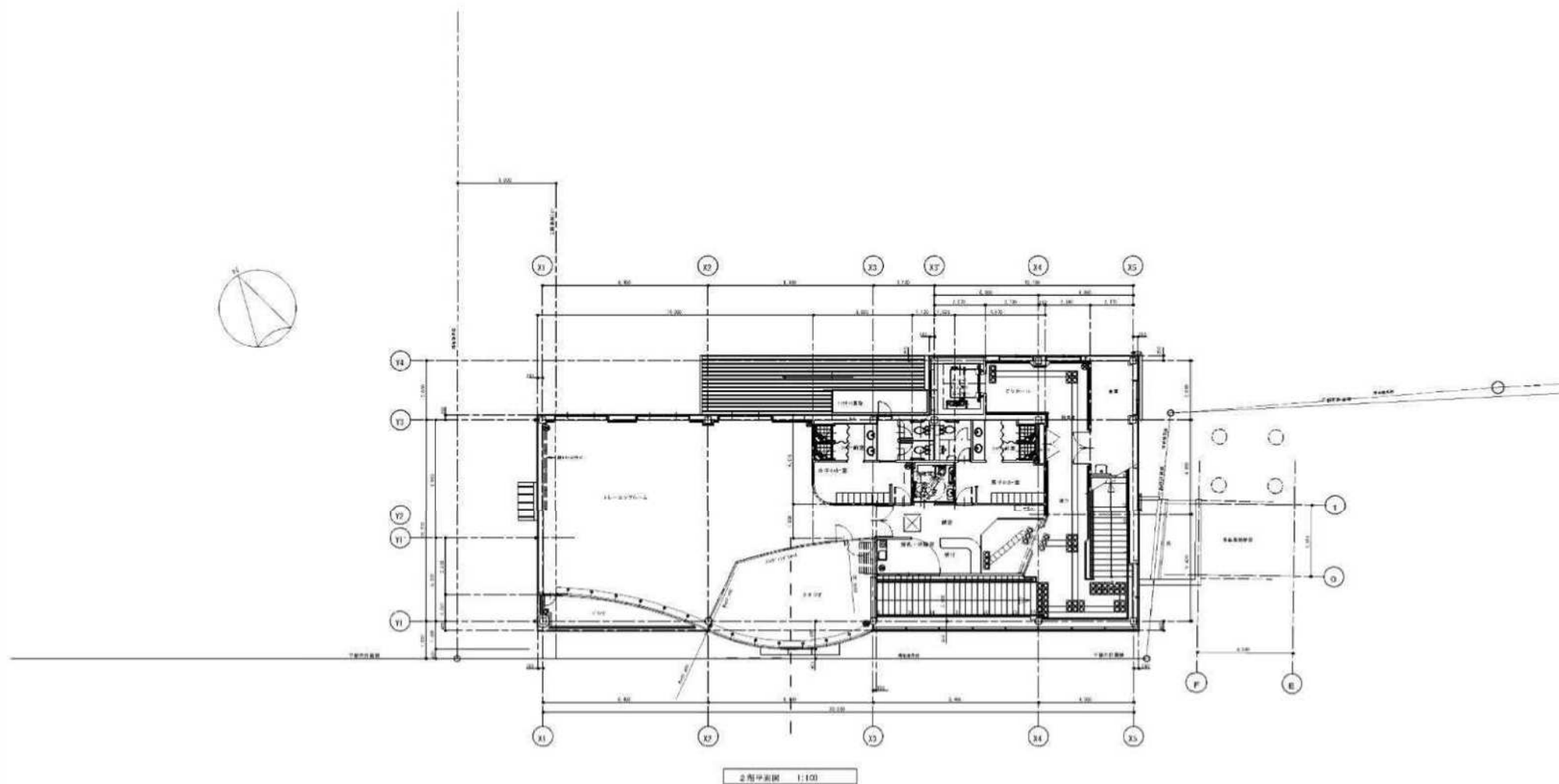
地形图横式图 1:500

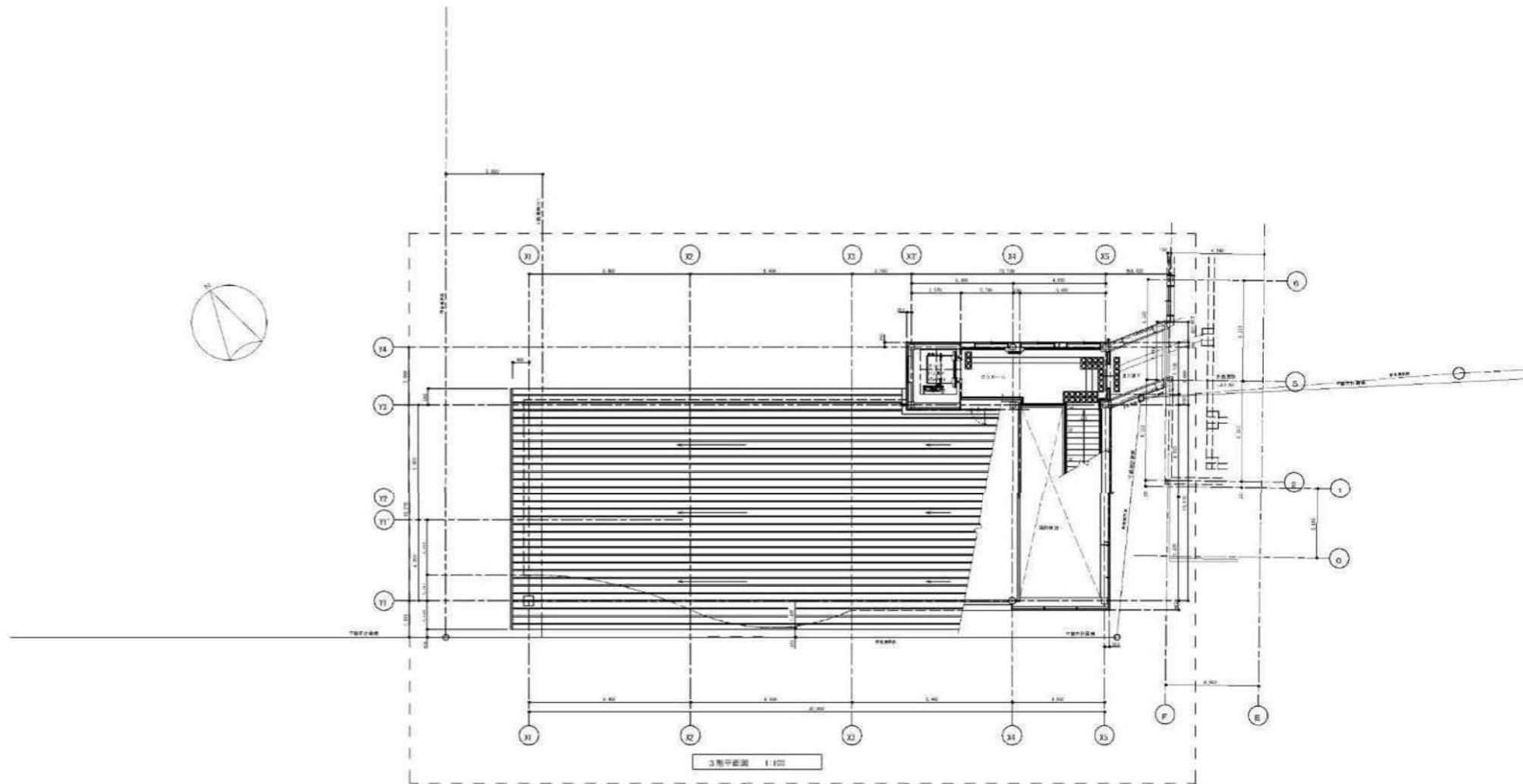
序号	桩号	桩号	桩号	桩号
1	11.000	11.000	11.000	11.000
2	11.000	11.000	11.000	11.000
3	11.000	11.000	11.000	11.000
4	11.000	11.000	11.000	11.000
5	11.000	11.000	11.000	11.000
6	11.000	11.000	11.000	11.000
7	11.000	11.000	11.000	11.000
8	11.000	11.000	11.000	11.000
9	11.000	11.000	11.000	11.000
10	11.000	11.000	11.000	11.000
11	11.000	11.000	11.000	11.000
12	11.000	11.000	11.000	11.000
13	11.000	11.000	11.000	11.000
14	11.000	11.000	11.000	11.000
15	11.000	11.000	11.000	11.000
16	11.000	11.000	11.000	11.000
17	11.000	11.000	11.000	11.000
18	11.000	11.000	11.000	11.000
19	11.000	11.000	11.000	11.000
20	11.000	11.000	11.000	11.000
21	11.000	11.000	11.000	11.000
22	11.000	11.000	11.000	11.000
23	11.000	11.000	11.000	11.000
24	11.000	11.000	11.000	11.000
25	11.000	11.000	11.000	11.000
26	11.000	11.000	11.000	11.000
27	11.000	11.000	11.000	11.000
28	11.000	11.000	11.000	11.000
29	11.000	11.000	11.000	11.000
30	11.000	11.000	11.000	11.000
31	11.000	11.000	11.000	11.000
32	11.000	11.000	11.000	11.000
33	11.000	11.000	11.000	11.000
34	11.000	11.000	11.000	11.000
35	11.000	11.000	11.000	11.000
36	11.000	11.000	11.000	11.000
37	11.000	11.000	11.000	11.000
38	11.000	11.000	11.000	11.000
39	11.000	11.000	11.000	11.000
40	11.000	11.000	11.000	11.000
41	11.000	11.000	11.000	11.000
42	11.000	11.000	11.000	11.000
43	11.000	11.000	11.000	11.000
44	11.000	11.000	11.000	11.000
45	11.000	11.000	11.000	11.000
46	11.000	11.000	11.000	11.000
47	11.000	11.000	11.000	11.000
48	11.000	11.000	11.000	11.000
49	11.000	11.000	11.000	11.000
50	11.000	11.000	11.000	11.000
51	11.000	11.000	11.000	11.000
52	11.000	11.000	11.000	11.000
53	11.000	11.000	11.000	11.000
54	11.000	11.000	11.000	11.000
55	11.000	11.000	11.000	11.000
56	11.000	11.000	11.000	11.000
57	11.000	11.000	11.000	11.000
58	11.000	11.000	11.000	11.000
59	11.000	11.000	11.000	11.000
60	11.000	11.000	11.000	11.000
61	11.000	11.000	11.000	11.000
62	11.000	11.000	11.000	11.000
63	11.000	11.000	11.000	11.000
64	11.000	11.000	11.000	11.000
65	11.000	11.000	11.000	11.000
66	11.000	11.000	11.000	11.000
67	11.000	11.000	11.000	11.000
68	11.000	11.000	11.000	11.000
69	11.000	11.000	11.000	11.000
70	11.000	11.000	11.000	11.000
71	11.000	11.000	11.000	11.000
72	11.000	11.000	11.000	11.000
73	11.000	11.000	11.000	11.000
74	11.000	11.000	11.000	11.000
75	11.000	11.000	11.000	11.000
76	11.000	11.000	11.000	11.000
77	11.000	11.000	11.000	11.000
78	11.000	11.000	11.000	11.000
79	11.000	11.000	11.000	11.000
80	11.000	11.000	11.000	11.000
81	11.000	11.000	11.000	11.000
82	11.000	11.000	11.000	11.000
83	11.000	11.000	11.000	11.000
84	11.000	11.000	11.000	11.000
85	11.000	11.000	11.000	11.000
86	11.000	11.000	11.000	11.000
87	11.000	11.000	11.000	11.000
88	11.000	11.000	11.000	11.000
89	11.000	11.000	11.000	11.000
90	11.000	11.000	11.000	11.000
91	11.000	11.000	11.000	11.000
92	11.000	11.000	11.000	11.000
93	11.000	11.000	11.000	11.000
94	11.000	11.000	11.000	11.000
95	11.000	11.000	11.000	11.000
96	11.000	11.000	11.000	11.000
97	11.000	11.000	11.000	11.000
98	11.000	11.000	11.000	11.000
99	11.000	11.000	11.000	11.000
100	11.000	11.000	11.000	11.000



建设用地图 1:300

1. 建筑用地
2. 道路用地
3. 绿化用地
4. 水域用地
5. 其他用地





船 引 駅 複 合 施 設

(田村市船引コミュニティプラザ及び
東日本旅客鉄道株式会社磐越東線船引駅)

消 防 計 画

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的、適用範囲

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、「田村市船引コミュニティプラザ及び東日本旅客鉄道株式会社磐越東線船引駅(以下「船引駅複合施設」という)」における防火管理業務に関する必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、船引駅複合施設に勤務若しくは出入するすべての者に適用するものとする。

第 2 節 防火管理者の業務及び権限

(防火管理者及び事務局)

第 3 条 田村市、東日本旅客鉄道株式会社磐越東線船引駅(以下「船引駅」という)双方の協力により防火管理を行うため、防火管理者を田村市役所産業部商工課長補佐の職にある者とし、郡山駅長の職にある者が副管理者としてこの補佐に当たり、事務局を田村市役所産業部商工課におき、計画実施に関する事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 4 条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火の訓練の計画及び実施
- (3) 建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) 放火火災防止対策の推進
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告等)

第 5 条 防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正（変更）の場合はそのつど）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

（予防管理組織）

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに、防火担当責任者及び一定区域ごとに火元責任者を定め、別表1のとおり指定する。

（1）防火担当責任者の業務

- ア 火元責任者に対する業務の指導及び監督
- イ 防火管理者の補佐

（2）火元責任者の業務

- ア 担当区域内の建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- イ 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- ウ 防火担当責任者の補佐

（自主点検検査）

第7条 建物及び消防用設備等、避難施設その他火気使用施設等については、適正な管理と機能保持のため、定期的に自主点検検査を実施するものとし、担当を別表1のとおり指名する。

（自主点検検査担当の業務）

第8条 自主点検検査担当は、次に定める業務をそれぞれ行うものとする。

（1）建築物等の点検検査

避難路の確保、放火防止に係る施設の整理整頓等の確認

（2）火気使用施設点検検査

給湯器具、暖房器具、喫煙所の火気使用場所の管理及び検査

（3）電気機械設備点検検査

電気配線、電気機器、機械設備等の管理及び検査

（4）危険物施設等の点検検査

危険物施設等の安全管理及び検査

（5）消防用設備等の点検検査

消防用設備等の点検整備及び検査

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第9条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
- (5) その他防火管理上必要な事項

(火気等使用時の遵守事項)

第10条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ストーブ等の火気使用設備、器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備、器具は、使用前後に必ず点検すること。
- (3) 火気使用設備、器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認し、安全な場所以外では使用しないこと。
- (4) 指定された場所以外では、喫煙しないこと。

(臨時火気の使用等)

第11条 次の事項を行おうとする者は、あらかじめ防火管理者に申請し承認を得なければならない。

- (1) 指定場所以外での一時的火気の使用
- (2) 火気使用設備、器具の設置又は変更
- (3) 火気を使用する催物の開催
- (4) 工事に伴う火気の使用
- (5) その他防火管理者が必要と認める事項

(施設に対する遵守事項)

第12条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 床面は、避難に際し障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける扉やシャッター等は、容易に解錠でき、かつ、開放した場合には廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。

(工事中に対する遵守事項)

第13条 建築物（仮設を含む。）を新築、増築又は改装しようとする場合若しくは危険物関係施設等を新設、移転、改修等をする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、防火管理者の承認を得ること。
- (2) 前号の工事にあたっては、必ず消火器を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙しないこと。
- (4) 危険物類を使用する場合は、そのつど防火管理者の承認を得ること。
- (5) 作業現場ごとに、火気管理責任者を指定すること。

第3節 放火防止対策

（放火防止対策）

第14条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- （1）敷地内及び通路、階段、エレベーターホール等に可燃物を置かないこと。
- （2）不審者への呼びかけを徹底すること。
- （3）空室、倉庫等常時使用しない箇所は施錠等を行い、容易に侵入できない措置を講じること。
- （4）休日、夜間及び就業時間後の敷地内及び建物内への侵入防止措置を講じること。
- （5）監視カメラの設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- （6）火元責任者及び各部屋から最後に出る者が火気及び施錠の確認を行うこと。
- （7）駐車場内の車両は、施錠すること。

第4節 自主検査及び点検報告

（自主検査の方法）

第15条 建築物、火気使用施設、危険物施設等の維持管理を図るため、予防管理組織に定める自主点検検査は、防火管理者が指定した検査票に基づき実施するものとする。

（建築物等の自主検査）

第16条 前条に定める自主検査は、次により実施するものとし、平素においては火元責任者が随時行うものとする。

検 査 対 象	検 査 実 施 月 日
建物構造・施設周辺状況	9月・3月
火気使用設備・器具	〃
電気・機械設備・器具	〃
ガス庫・灯油タンク等	〃

（消防用設備等の自主点検）

第17条 消防用設備等の維持管理を図るため、次の区分により自主点検を実施するものとする。

消防用設備等	点検実施月日
消火器	9月
	3月
誘導灯・誘導標識	〃
	〃
非常警報設備	〃
	〃

第5節 消防用設備の点検

（消防用設備等の法定点検）

第18条 消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して行うものとする。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会うものとする。

点検種別 消防用設備等	点検実施年月日			
	作動点検	外観点検	機能点検	総合点検
消 火 器		5 月	5 月	
		11月	11月	
非常警報設備	5 月	〃	〃	
	11月	〃	〃	
誘導灯・誘導標識	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	

（点検検査結果の記録・報告）

第19条 自主点検・検査及び法定点検を実施した者は、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、その報告の内容を管理権原者に報告するとともに、点検検査結果については防火管理台帳に記録し、保存しなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果はそのつど、所轄消防署長に報告するものとする。

（不備欠陥等の整備）

第20条 防火管理者は、点検検査結果に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに、市長に報告するものとする。

第3章 自衛消防活動

第1節 自衛消防組織の編成

（自衛消防隊）

第21条 火災、地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、防火管理者を自衛消防隊長に副管理者を副隊長として自衛消防隊を組織する。

2 自衛消防隊の編成は、別表2によるものとし、その組織及び任務は、次に定めるところによる。

（1）指揮担当は、自衛消防本部を設置し、防火管理台帳、危険物施設等の関係資料を準備するとともに、各担当に対し適切な指揮命令を行う。

（2）通報連絡担当は、火災を消防機関へ通報するとともに、各担当との連絡及び消防署への情報提供を行う。

（3）避難誘導担当は、出火と同時に来客者等の避難誘導を行うとともに救助を要する者があるときは救助する。

（4）消火担当は、消火器等により消火活動に当たる。

（5）警備担当は、書類、備品等の搬出、保護及び水損防止に当たる。

(6) 救護担当は負傷者及び被救助者の応急救護に当たる。

第2節 夜間等の自衛消防活動

(夜間、休日の活動体制)

第22条 夜間、休日等の施設使用時間外に火災その他の災害が発生した場合は、次の初動措置を行わなければならない。

(1) 田村市船引コミュニティプラザの夜間警備は、ALSOK福島株式会社に機械警備を委託する。

(2) 通報連絡

火災を覚知した場合は、ただちに消防機関への通報を行い、初期消火活動を行うと共に、他の者に対し火災発生を通報し、防火管理者等関係者に速やかに連絡すること。

2 前項の連絡を受けた職員は、速やかに参集するものとし、参集した場合は自衛消防隊長の指示に従い、それぞれの任務につかなければならない。

第4章 震災対策

第1節 震災予防対策

(震災予防措置)

第23条 点検検査担当及び火元責任者は、地震時の災害を防止するため、次のような事項を実施するものとする。

- (1) ロッカー、配置機材等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- (5) 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

第2節 地震時の活動

(地震発生時の安全措置)

第24条 地震が発生した場合には次の措置を講じるものとする。

- (1) 地震発生直後は、職員それぞれは自身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、速やかに元栓、器具栓の閉止及び電源遮断等を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 火元責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、異常の有無について防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行い使用禁止等の措置を講じる。
- (4) 各設備・器具は、必ず安全を確認し防火管理者へ報告した後で使用する。

(地震発生後の自衛消防活動)

第25条 地震発生後における活動は、別表2 自衛消防組織編成表及び任務分担表にある自

衛消防活動のほか、次の事項について行うものとする。

(1) 出火防止の措置

各担当にあつては、各区域の火気使用設備・器具等の使用中止及び中止確認をする
とともに、その報告を自衛消防隊長へ行うものとする。

(2) 情報の収集

通報連絡担当は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、そ
の対応措置を講ずるものとする。

(3) 消火活動

ア 消火担当は、発災場所の状況を把握し、重要な施設等の消火活動に当たるものと
する。

イ 施設内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している
場合には、自衛消防隊長の命令により消火に協力するものとする。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難者を指定避難場所へ誘導するものとする。

イ 一次避難場所、二次避難場所については、次のとおりとする。

一次避難場所	二次避難場所
田村市船引コミュニティプラザ前駐車場 住所：船引町船引字上田中地内	災害時設置された田村市指定の避難場所へ 避難

第5章 水害対策

第1節 水害予防対策

(水害予防措置)

第26条 施設周辺を流れる大滝根川の越水に伴う水害に備え、次に掲げる事項をもとに、
情報収集と避難活動を行うものとする。

2 気象警報・河川防災情報の収集活動は次によるものとする。

(1) 運營業務中に強い雨を確認した際は、気象庁や田村市から発せられる大雨注意報や
防災気象情報の収集に努め、利用者を早期退所させる。

→判断基準：田村市が発令する「高齢者等避難（警戒レベル3）」

(2) 非常持出品の準備と確認

第2節 水害時の活動

(避難誘導)

第27条 利用者の早期退所が完了する前に、施設に浸水の恐れがある場合には、次の一次
避難場所に集結・人員を確認後、田村市へ報告の上、二次避難先への避難と具体的な避
難方法等の明確な指示を受け安全に避難するものとする。

一次避難場所	二次避難場所
田村市船引コミュニティプラザ2階 住所：船引町船引字上田中1番地2	船引中学校体育館 住所：船引町船引字八幡49番地2

※田村市の河川防災情報

はん濫注意情報（洪水注意報）：2.8m（中島観測所）

はん濫警戒情報（洪水警報）：3.5m（中島観測所）

→田村市から「高齢者等避難（警戒レベル3）」が発令される水位

第6章 防災教育及び訓練

第1節 教育

（防災教育の実施時期）

第28条 防火管理者及び防火担当責任者は、次により職員等に対して防災教育をしなければならない。

（1）職員全員に対する教育

4月及び12月の第1火曜日を目安に実施する。

ただし、防火管理者が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

2 防災教育の内容は、次によるものとする。

（1）消防計画の周知徹底

（2）火災予防上の遵守事項

（3）防火管理及び震災対策に対する各自の任務及び責任の周知徹底

（4）安全作業等に関する基本的事項

（5）その他火災予防上必要な事項

第2節 訓練

（消防訓練）

第29条 防火管理者は、次により消防訓練を行うものとする。

訓練種別	訓練内容及び対象	実施月日
総合訓練	施設全体を対象として、消火、通報、避難誘導、救護等の訓練について有機的に連携して行う。	防災の日（週間） 春、秋の火災予防 運動期間中等

（訓練の実施、報告）

第30条 防火管理者は、自衛消防訓練の実施に当たり、所轄消防署に対し指導を要請する場合は、火災予防条例に定める別記消防訓練実施届を提出するものとする。

2 防火管理者は、訓練の実施結果を防火管理台帳に記録しておくものとする。

附 則 この計画は、平成18年2月24日から施行する。
附 則 この計画は、平成21年5月1日から施行する。
附 則 この計画は、令和元年10月1日から施行する。
附 則 この計画は、令和4年4月1日から施行する。
附 則 この計画は、令和5年4月1日から施行する。
附 則 この計画は、令和6年4月1日から施行する。
附 則 この計画は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

予防管理組織編成表

管理権限者	田村市 田村市長	
防火管理者	田村市 産業部 商工課 課長補佐	
副管理者	東日本旅客鉄道株式会社 郡山駅長	
防火担当責任者	田村市 産業部 商工課員	
火元責任者	船引駅施設	東北総合サービス(株) 当務者
	コミュニティプラザ1階 (船引駅施設を除く)	ことほく合同会社 代表社員
	コミュニティプラザ2, 3階	(株)ルネサンス 地域健康推進部 課長
自主点検検査担当	建築物等	船引駅施設 東北総合サービス(株) 当務者
	火気使用施設	
	電気機械設備	
	危険物施設等	
	消防用設備等	田村市船引コミュニティプラザ 施設 田村市産業部商工課員
		コミュニティプラザ1階 (船引駅施設を除く) ことほく合同会社 当務者
		コミュニティプラザ2, 3階 (株)ルネサンス 当務者

別表 2

自衛消防組織編成表及び各任務分担表

■指揮担当

自衛消防隊 隊長

田村市産業部商工課 課長補佐

自衛消防隊 副隊長

東日本旅客鉄道株式会社 郡山駅長

■通報連絡

東北総合サービス株式会社 当務者

■避難誘導担当

ことほく合同会社 当務者

(株)ルネサンス 当務者

■消火担当

田村市産業部商工課員 2名

■警備担当

田村市産業部商工課員 2名

■救護担当

ことほく合同会社 当務者

(株)ルネサンス 当務者

田村市コミュニティプラザ 指定管理料 収支計画参考資料

(単位:千円)

年度		金 額	備 考
経費名等			
収入項目	指定管理料	12,000	
	施設利用料収入	8,585	利用者24,062人、当日利用券、回数券、定期券等
収入合計(A)		20,585	
支出項目	人件費	9,893	健康増進業務インストラクター・サブインストラクター人件費、交通費
	法定福利費	1,535	雇用、労災、健康、厚生、子ども・子育て拠出金
	燃料費	49	職員事務室用灯油(暖房)
	光熱水費	1,428	電気、ガス、水道料
	委託料	789	
	自動ドア	55	按分1/2を市へ支払い ①:1階 東側入口、トイレ 2カ所 ②:2階、3階 2カ所
	エレベーター	79	按分1/2を市へ支払い 建物内、自由通路北側
	空調点検	152	按分1/3を市へ支払い 1階用 室外機2台、2階用 室外機1台
	電気工作物	102	按分1/2を市へ支払い
	消防設備	16	按分1/2を市へ支払い
	警備委託	152	2階分を市へ支払い
	施設清掃	233	按分1/2を市へ支払い
	修繕料	440	健康器具修繕等 事業者負担
	通信運搬費	1,214	電話、プロバイダ料、システム利用料等
	広告費	469	チラシ作成、新聞折込費等
	備品費(リース等)	3,544	トレーニング機器、ロッカー等リース料等
	消耗品費	556	事務等消耗品費、感染症対策消耗品費
	事務管理費	668	損害賠償保険、本社管理費、旅費等
	(経常経費計)	20,585	
支出合計(B)		20,585	
(A)－(B)		0	

別紙 1

指定管理者が持ち込む備品一覧

No	品名	数量	仕様
1	ランニングマシン	5	Senoh ラボード@NEXT200V、100V 最低速度 1.0km/h～最高速度 18km/h。製番：BG281000、 BG291000
2	クロストレーナー	4	Senoh エリプティカル・クロストレーナ ーSC。セルフパワー方式負荷設 定 25 段階 製番：BG291000
3	体組成測定機器	1	InBody270 製番：LD976100
4	有酸素運動用バイク	6	テクノジム エキサイト+バイク 500 使用可能体重上限 180kg
5	アブドミナルクランチマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 2.5kg～67.5kg
6	ローワーバックマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 2.5kg～67.5kg
7	レッグエクステンションマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 2.5kg～97.5kg
8	レッグカールマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 2.5kg～97.5kg
9	ラットプルダウンマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 5kg～100kg
10	アッパーバックマシン	1	テクノジム セレクション 設定可能重量 2.5kg～67.5kg
11	ベンチプレス用マシン	1	テクノジム オリンピックベンチプレス
	合計	23	

※上記に記載する備品もしくは同等以上の備品を設置すること。また、運営上必要と思われる備品については市と協議のうえで指定管理者が設置する。

田村市船引コミュニティプラザ 指定管理 備品台帳

No.1

No.	品名	購入年月日	数量	設置・保管場所	摘要
1	丸テーブル	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
2	天板フラップ式会議テーブル(幕板付)	平成16年9月14日	5	多目的ホール	
3	天板フラップ式会議テーブル	平成16年9月14日	10	多目的ホール	
4	来客用チェアー	平成16年9月14日	2	多目的ホール	
5	回転イス	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
6	丸イス	平成16年9月14日	6	多目的ホール	
7	スタッキングチェアー	平成16年9月14日	51	多目的ホール	
8	2人用更衣ロッカー	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
9	収納庫	平成16年9月14日	2	多目的ホール	
10	傘立て	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
11	スタンドテーブル	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
12	デスクワゴン	平成16年9月14日	2	多目的ホール	
13	ポータブルアンプCD、カセット付き	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
14	ワイヤレスマイク	平成16年9月14日	2	多目的ホール	
15	自動血圧計	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
16	全自動血圧計 UDEX-SUPER	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
17	身長計	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
18	デジタル握力計	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
19	デジタル長座体前屈計	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
20	全身反応測定器	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
21	デジタルジャンプメーターMD	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
22	体組成計	平成17年2月10日	1	多目的ホール	
23	高精度型体組成計	平成27年1月20日	1	多目的ホール	
24	回転黒板	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
25	ダンベル 1kg	平成16年9月14日	16	多目的ホール	
26	ダンベル 2kg	平成16年9月14日	16	多目的ホール	
27	ダンベル台	平成16年9月14日	6	多目的ホール	
28	ザ・ステップ	平成17年1月14日	1	多目的ホール	
29	チェアポーター	平成16年9月14日	3	多目的ホール	
30	案内板	平成16年9月14日	1	多目的ホール	
31	放送設備一式	平成16年9月13日	1	多目的ホール	
32	車いす	平成16年9月13日	1	多目的ホール	
33	テレビ40A8000	平成22年1月6日	1	多目的ホール	テレビ台
34	消火器	2025年(令和7年)	8	多目的ホール入口	